

第3次 愛西市男女共同参画プラン 事業評価シート

具体事業一覧
評価について

A：十分取り組めた（100%） B：ある程度取り組めた（70%） C：あまりできなかった（30%） D：できなかった（0%）

No.	基本目標	基本施策	施策の方向	具体的施策	内容	評価結果	具体的な取り組み、成果、事業が取り組めなかった理由など	関係課
1	1 人権を尊重しあえる意識づくり	(1) 男女共同参画意識を高める啓発活動の充実	① 人権を育む啓発・活動の充実	人権の意識を高めるための情報発信	公共施設の窓口に人権問題に関するパンフレット等を常設し、人権週間に合わせ、市人権擁護委員による啓発活動を行います。	A	各庁舎にパンフレット等を配置しており、人権週間には、市人権擁護委員がピアゴ佐屋店・道の駅立田ふれあいの里にて啓発活動を行った。また、成人式でも啓発活動を行った。	社会福祉課
2				人権の学びの場の提供	学校教育、生涯学習において人権問題をテーマに講演会・講座等を開催するとともに、人権に関する研修会への参加を促進します。	D	コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、研修会への参加を控えていたため。	学校教育課
3				保育園児等に対する人権を育む活動の推進	市人権擁護委員が保育園・幼稚園等を訪問し、人権の心を育むための活動を行います。	D	人権問題をテーマとした講演会を実施してきたが、現在は新型コロナウイルス感染防止等の理由で開催できていない状況である。	生涯学習課
4				人権意識啓発事業の推進	人権週間を機会に、人権集会を開催するなど、市内の小中学校において、人権尊重の精神を培う授業や行事等を実施します。	C	新型コロナウイルス感染拡大防止のため訪問活動を中止した。佐屋中央保育園には啓発品を配布した。	社会福祉課
5				広報紙、ホームページ等による男女共同参画に関する啓発活動の推進	男女共同参画社会についての啓発やジェンダーについての正しい理解を周知するなど市広報紙、ホームページ等を活用し、関心をもってもらえるよう、内容や展示の仕方を工夫しながら、啓発活動を推進します。	A	人権週間を機会に道徳の授業で人権尊重をテーマに実施した。	学校教育課
6				男女共同参画研修会の開催	男女共同参画社会の実現をテーマに研修会を開催し、男女共同参画に関する市民の意識啓発を図ります。	D	新型コロナウイルス感染拡大防止のため活動を中止した。	社会福祉課
7			② 男女共同参画に関する広報・啓発活動の充実	学校等における男女共同参画を推進する教育の充実	学校における各教科をはじめ道徳、特別活動、総合的な学習の時間や幼稚園・保育園における男女共同参画を推進する教育の充実を図ります。	B	道徳を通じて、男女共同参画を推進するとともに、家庭科等で家事の役割分担や望ましい家庭生活を取り上げ男女の協力についての指導を行った。	学校教育課
8				教職員等指導者に対する研修の実施	教職員等指導者に対し、男女共同参画に関する研修会への参加を促進します。	B	男女共同参画を推進する研修会等は実施していないが、日常において絵本等で教育を行っている。また、普段から男女の性差を求めず平等に対応している。	子育て支援課
9		(2) 男女共同参画を推進するための教育・学習の充実	① 学校教育における男女共同参画の推進	保護者に対する男女共同参画推進の働きかけ	様々な機会を通じて、保護者を対象とする講演会や意識啓発を行い、家庭、子育てにおける男女共同参画の必要性についての意識を高めるよう働きかけます。	D	コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、研修会への参加を控えていたため。	学校教育課
10				男女共同参画に関する講座の実施	男女共同参画意識の醸成を図るため、出前講座やセミナー等を実施します。親しみやすく、分かりやすい講座内容に努め、活用を促進します。	C	保育士研修の一部として受けることができた。	子育て支援課
11				図書館における男女共同参画に関するコーナーの充実	男女共同参画週間等に、男女共同参画に関するコーナーを設置し、関連図書の実践を図り、市民に関心を持ってもらう機会を作ります。	C	パンフレット等で啓発はできたが、コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、講演会の実施はできなかった。	学校教育課
12			② 男女共同参画に関する学習機会の充実	ドメスティック・バイオレンス（DV）の防止に関する広報・啓発活動の推進	ドメスティック・バイオレンス（DV）に関するパンフレットを配布し、ドメスティック・バイオレンス（DV）に関する市民の意識を高めるとともに、被害者の早期相談を促すための啓発活動を推進します。	D	男女共同参画に関する出前授業があることを広報紙に掲載したが、依頼がなく、実施する機会がなかった。	市民協働課
13				ハラスメント、性犯罪等の予防に関する広報、啓発活動の推進	セクシュアル・ハラスメントや性犯罪、パワー・ハラスメント等、主に女性が被害者となるあらゆる暴力について、市民の認識を高めるための広報、啓発活動を推進します。	C	男女共同参画週間に、中央図書館にて男女共同参画に関する図書の特別コーナーを約1か月設置した。興味を持って借りていられる利用者もいた。	市民協働課
14			(3) あらゆる暴力の根絶と支援体制の充実	① ドメスティック・バイオレンス（DV）等への対策の推進	ドメスティック・バイオレンス（DV）の防止に関する広報・啓発活動の推進	ドメスティック・バイオレンス（DV）に関する市民の意識を高めるとともに、被害者の早期相談を促すための啓発活動を推進します。	B	県等から配布されるパンフレット等を市公共施設窓口等へ掲示及び設置した。広報（年1回）により被害者の早期相談を促すための啓発活動を推進した。
15		ハラスメント、性犯罪等の予防に関する広報、啓発活動の推進			セクシュアル・ハラスメントや性犯罪、パワー・ハラスメント等、主に女性が被害者となるあらゆる暴力について、市民の認識を高めるための広報、啓発活動を推進します。	C	DVに特化した啓発は行えなかったが、県が作成した女性の相談窓口を記載したカードを窓口を設置した。	市民協働課

No.	基本目標	基本施策	施策の方向	具体的施策	内容	評価結果	具体的な取り組み、成果、事業が取り組めなかった理由など	関係課
19	1 人権を尊重しあえる意識づくり	(3) あらゆる暴力の根絶と支援体制の充実	② 被害者の支援体制・相談窓口の充実	ドメスティック・バイオレンス（DV）に関する相談体制の充実	市の相談窓口と関連各機関との連携を図り、ドメスティック・バイオレンス（DV）の被害者の相談事業を実施します。また、様々な状況に対応するため、ネットワークの構築や女性相談員の設置等を検討し、相談対応の質の向上を図ります。	A	各関連機関と連携を図り相談事業を実施した。研修や情報交換会にも参加することで、知識の獲得や関連機関との関係の構築に努めた。	社会福祉課
20				被害者女性の保護・自立への支援	ドメスティック・バイオレンス（DV）の内容により、被害者を一時保護し、加害者から離れて、自立して生活できるように関係機関と連携し、施設の入所、就職の斡旋等を行います。	A	DVの内容により被害者を一時保護し、関係各機関と連携し、施設の入所、就職の斡旋等を行った。	社会福祉課
21				人権相談窓口の充実	市の人権擁護委員による人権相談を市内4会場において実施します。	A	ケース個々の状況に対し、関係機関との調整を密にし、適切な支援ができたことにより、ケースの自立につながった。	子育て支援課
22				児童虐待の未然防止・早期発見及び関係機関との連携強化	家庭相談室において、問題を抱える家庭の相談を実施します。また、虐待等防止ネットワーク協議会実務者会議を開催し、関係機関との連携を強化し、児童虐待の未然防止や早期発見に努めます。	B	実務者会議の実施により、関係機関とともに役割分担してケースを見守り、必要時訪問・相談等対応したため、大きな事件が起こることはなかった。今後は未然防止や早期発見に対する取り組みを強化する必要がある。	子育て支援課
23				事業主に対する法制度に関する周知・啓発	国や県、関係機関等との連携により、事業主に対して、男女雇用機会均等法をはじめとする労働関連法令の広報等を通じた周知・啓発活動や情報提供を推進します。	B	関係機関から得た情報を、迅速に周知・啓発に努めた。	産業振興課
24	2 男女がともに活躍できる環境づくり	(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	① 男女の雇用機会均等の普及と労働法規の啓発	働く男女への情報提供	働く男女の意識改革、問題意識等を持つことができるよう、労働に関する法令の普及、啓発や労働条件に関する情報提供を行います。	B	関係機関から得た情報を、迅速に周知・啓発に努めた。	産業振興課
25				育児休業制度の普及・定着促進	広報等様々な媒体を活用して、育児休業制度の周知・啓発活動を推進します。	D	育児休業制度に特化した啓発はできなかったが、関連するワーク・ライフ・バランスについては啓発を行った。	市民協働課
26				男性の育児休業取得促進の働きかけ	女性だけでなく、男性も積極的に育児休業制度を活用し、男女が協力して子育てできるように、制度の周知を行うなど、事業所等へ働きかけを行います。	B	子育て&介護応援ガイドブックを令和3年度に作成し、職員に周知した。	人事課
27			介護休業制度の定着促進	介護休業制度の利用に向けて情報提供を行い、介護休業制度の利用を促進します。	D	ワーク・ライフ・バランスについての啓発は行ったが、直接事業所に働きかけることはできなかった。	市民協働課	
28				家庭生活における男女共同参画の促進	男女がともに家事、育児、介護等に参加するよう、パネル等の展示の仕方や内容を工夫しながら、啓発活動を推進します。	B	子育て&介護応援ガイドブックを令和3年度に作成し、職員に周知した。	人事課
29			② 育児や介護と仕事の両立支援策の充実	妊娠期の子育てに関する情報提供	市民のニーズを把握し、男女が協力しながら子育てできるような内容で教室を実施します。	B	育児休業制度に特化した啓発はできなかったが、関連するワーク・ライフ・バランスについては啓発を行った。	市民協働課
30				保育サービスの充実	働く親を支援するため、0歳児から5歳児までの保育を行います。	A	子育て&介護応援ガイドブックを令和3年度に作成し、職員に周知した。	人事課
31				保育園長時間保育の充実	働く親のライフスタイルに対応した長時間保育の充実を図ります。	A	2月～3月にかけて、文化会館、佐織公民館でパネル展示による啓発を行った。子ども達にも関心をもってもらえるよう4コマ漫画のパネルも展示した。	市民協働課
32				子育て支援事業の充実	子育て包括支援センターを設立し、子育て家庭に対する育児相談や支援等の充実を図ります。	B	妊娠期の子育てに関する情報提供としてママパパ教室を開催したが、新型コロナウイルスの影響により12回の教室のうち3回が中止となり、必要時には個別指導を行った。母子手帳交付時には個々の妊婦に合わせた子育て応援プランを作成し、教室の参加勧奨をした。妊婦の就業率の増加に伴い、夫と参加しやすいよう休日にも教室開催した。	健康推進課
33				放課後児童クラブ事業の充実	放課後や長期の休み期間に、家庭において保護を受けることができない小学校在籍児童に対して、放課後児童クラブ事業の充実を図ります。	A	待機児童ゼロを維持し、できるだけ保護者の意向に添った保育を提供できた。	子育て支援課
34				児童手当等支援の充実	児童を養育している方へ児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に繋がるよう図ります。	A	延長保育を実施し、保護者の意向に添った保育を提供できた。	子育て支援課
35						A	子育て世代包括支援センターの事業を充実により、電話・面接・訪問などによる相談に対応するとともに、子育て支援施設や地域の関係機関との顔の見える関係性づくりに重点を置き、地域の子育て家庭の見守り、また相談につなげられるような環境づくりを行った。	子育て支援課
36						A	市内全小学校区に放課後児童クラブを設置し、利用希望者が希望の施設を利用できるよう体制づくりを行った。	子育て支援課
37					A	対象者を適切に把握し、児童手当の支給ができた。	子育て支援課	
38								

No.	基本目標	基本施策	施策の方向	具体的施策	内容	評価結果	具体的な取り組み、成果、事業が取り組めなかった理由など	関係課	
39	2 男女がともに活躍できる環境づくり	(1) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	③ 家族就労者の労働環境の整備	家族経営協定締結の促進	農業経営主と家族従業者が労働条件、経営、資産についての取り決めを行う家族経営協定の締結を促進します。	C	会議等で案内する機会を設けているが、協定の締結に結び付くことは少ない。	産業振興課	
40				女性の認定農業者の普及・推進	実質的に共同経営をしている女性が、認定農業者として認定されることで、共同経営者として経営の意思決定に参画ができる制度の普及を推進します。	C	会議等で案内する機会を設けているが、制度の普及に繋がることが少ない。	産業振興課	
41				女性の農業者年金加入の促進	農業者の老後の生活を保障する農業者年金に女性も加入するよう働きかけます。	C	会議等で案内する機会を設けているが、農業者年金の加入していただく方は少ない。	産業振興課	
42				家内労働に従事する女性への情報提供	農業や商工自営業の家族従業者に対して、労働環境の改善に向けた情報提供や啓発活動を推進します。	B	関係機関から得た情報を、迅速に周知・啓発に努めた。	産業振興課	
43	2 男女がともに活躍できる環境づくり	(2) 女性の活躍推進	① 女性の職業能力開発・向上のための支援	女性の職業能力向上を図る各種研修の情報提供	女性に対して関係機関等が行う職業能力の向上を図る研修等の情報提供を推進します。	D	事業の方向性を見直し、市が主体となってセミナーを実施しないこととなったため、例年、実施していたセミナー開催の広報誌による情報提供は未実施。	産業振興課	
44							C	市単独で研修を実施するのは困難であるため、県など関係機関が実施するセミナー等の周知に努めた。	市民協働課
45				事業主に対しての、ポジティブアクションの重要性についての周知	事業主に対して、ポジティブアクションの重要性を周知し、女性の管理職登用や女性の職域拡大を促進します。	C	事業主に対しての、ポジティブアクションの重要性についての周知する具体的な取組がない。	産業振興課	
46							C	関係機関が発行するチラシを窓口等に配置した。	市民協働課
47				② 女性の再就職・再雇用の支援	就労に関する情報提供・相談の充実	結婚や出産等で退職した女性が再就職を希望するにあたり、適性についてのアドバイス等必要な情報や個別相談、また、パソコン等技能的な支援について県と連携を図り実施していきます。	C	市が主催するセミナーは廃止したが、ハローワークに女性を対象とした専用相談ブースが設置されているため、案内を行った。	産業振興課
48			女性の再就職の支援など雇用環境の整備促進		結婚や出産等で退職した女性に対する再雇用制度の普及促進や再チャレンジする女性に対して事業所の採用を働きかけます。	C	事業主に対して再雇用制度の普及促進に対する働きかけについて、具体的な取組はない。	産業振興課	
49							D	事業所に対してのアプローチはできなかった。	市民協働課
50			女性の起業支援		起業を目指す女性に対して、起業に関する情報提供や相談等の支援を行います。	B	関係機関から得た情報を、迅速に周知・啓発に努めた。	産業振興課	
51	3 男女がともに参画できる環境づくり	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	① 審議会、委員会等への女性の登用推進	審議会、委員会等への女性委員登用の推進	女性委員の登用を積極的に進めていきます。また、登用状況を定期的に調査及び公表し、女性登用を推進します。	A	市の状況を取りまとめ、国・県に報告した。報告内容が国・県により公表されている。	市民協働課	
52							B	委員の選定基準に性別による加点項目を盛り込んでいるが、性別に関わらず新規委員の招集が難しいため、女性委員の登用が進んでいない。今後も職員へ「審議会等の設置及び運営に関する指針」の周知を図り、指針に基づき女性委員の登用を推進する。	経営企画課
53				女性人材の活用	人材育成セミナー修了者等、市内で活躍する女性について、市の審議会、委員会等の委員選定等に活用できるよう情報提供を行います。	C	相談もなく、情報を提供する機会がなかった。	市民協働課	
54			② 女性関係団体等への支援	女性団体の支援	婦人会等の団体の活動を支援し、活性化を図ります。また、会員の高齢化が進む中、若い世代の活動への参画を促進するため、各種イベント等の開催や啓発を行います。	C	新型コロナウイルス拡大を受けて、イベントの中止等でボランティア活動の場が減少。研修会の支部活動や婦人会映画会など事業を計画し活動しているが、新規の会員を増やすことができていないため会員数の減少や高齢化が進んでいる。今後見直しも必要となる。	生涯学習課	
55				老人クラブ連合会女性委員会の支援	老人クラブ連合会女性委員会では、健康・生きがいがづくりのための研修や地域の理解を深めるための学習活動を支援し、活性化を図ります。	B	近隣のひとり暮らしの高齢者を訪問し、ティッシュの配布や話し相手になるなど、安否確認を行う活動をした。手作りの小物を作って、地域の施設へ訪問した。(友愛活動、施設訪問)	高齢福祉課	
56		③ 市職員の管理職等への女性の登用推進	市の管理職への女性登用推進	様々な分野における、女性職員の管理職を育成し、登用に努めます。	B	市町村における女性の活躍を促進するため愛知県が実施している市町村職員向けセミナー(人事担当者向け・女性職員向け)に職員を参加させた(各1名)。	人事課		

No.	基本目標	基本施策	施策の方向	具体的施策	内容	評価結果	具体的な取り組み、成果、事業が取り組めなかった理由など	関係課
57	3 男女がともに参画できる環境づくり	(2) 地域社会における男女共同参画の促進	① 地域活動等への参画の促進	地域活動等への参画の促進	男女がともに様々な地域活動へ参加できるよう、啓発活動を推進します。	C	地域活動への参画に特化した啓発はできなかったが、ワーク・ライフ・バランスについての啓発を行った。	市民協働課
58				市民リーダーの育成	リーダー育成セミナー等の情報提供を行いながら、地域活動、まちづくり活動の指導的な立場の人材の育成を推進します。	C	県など関係機関が行うセミナー等の案内を行った。	市民協働課
59			② 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	防災対策における男女共同参画の推進	防災対策に女性、障害者、高齢者等のニーズや視点が反映されるよう、計画・立案の段階から防災分野における男女共同参画を推進します。	B	できるだけ女性に委員になってもらえるよう努め、令和3年度は目標値を達成することができた。相手機関の都合があるため必ずしも女性に委員をお願いすることは難しいところがある。	危機管理課
60				消防団活性化事業の推進	女性消防団員の加入を促進し、消防団組織の活性化と、より地域に密着した消防団活動を推進します。	B	少子高齢化や産業構造の変化を背景に消防団員の担い手不足による団員減少が続く昨今、当市は団員定数を満たしている。また、活動について自主防災会での訓練指導に加わるなど活発な運営が展開された。また、女性団員の加入促進については年度の目標は達成するが、更なるPR活動が必要である。	消防本部総務課
61	4 だれもが安心して暮らせるまちづくり	(1) 生涯を通じた健康づくりへの支援	① 男女の健康づくりへの支援	健康の自己管理の充実	疾患の早期発見・治療に結びつけるため、健康に関する意識を高める意識啓発や健康教育、健康相談、各種健康診査、検診を実施し、またその内容の充実を図り、市民一人ひとりの健康に関する自己管理を推進します。	A	健康教育事業（出前講座、健康なまちづくり事業、愛西市健康日本21計画推進事業等）や健康相談（月2回）を実施した。健康診査及びがん検診については、対象者に個別通知を送付し、公共施設や医療機関にて受診できる機会を設けた。精密検査未受診者へは受診勧奨し、適切な健康管理を促した。	健康推進課
62						B	AIを活用した受診勧奨通知事業を導入し受診率は向上したが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、集団健診・受診勧奨通知事業・結果説明会の中止を余儀なくされた。また、健診期間中に予防接種や市内の感染ピークが重なる等思うような結果に至らなかったが、受診率は回復している。	保険年金課
63				男女の性（思春期を含む）と健康についての啓発	男女がお互いの性や心と身体の健康について理解し、尊重しあうことができるような情報提供を図ります。また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ ^{*1} に関する正しい理解の普及と意識の定着に努めます。	B	子どもの心の健康づくり事業として、中学2年生を対象としたいのちの授業を実施した。赤ちゃんとその保護者との交流を中心とした事業展開により地域で育まれる子どもの生きる力と安心して子育てのできるまちづくりにつなげることができた。思春期講演会は新型コロナウイルス感染症のため開催できなかった。	健康推進課
64				B	保健体育や理科を通じて、性や体の成長について授業を実施した。また、LGBTQの話題についても取り上げた。	学校教育課		
65				女性特有の病気の予防対策の推進	乳がんや子宮がんなど女性に特有の病気や健康状態に関する情報提供や啓発活動を推進します。また、対象者への受診勧奨や再勧奨の実施、レディース検診日・託児の設定等、受診しやすい環境づくりに努めます。	A	受診勧奨として、対象者に個別通知を送付した他、市公式LINEや乳幼児健診等で周知を行った。受診しやすい環境づくりとして、集団検診ではインターネットでの予約受付や、託児のある日程の設定、協会けんぽとのコラボ健診等を実施した。	健康推進課
66				心の健康の充実	心の健康についての情報提供や意識啓発、相談活動等を充実し、心身ともに健康な状態を維持できるよう推進します。	B	こころの健康相談は予約制で年12回実施しているが、12回すべて予約が入っているわけではない。こころの体温計をホームページに挙げ、アクセスすると自身のストレスの度合いを知り、ストレスの原因に合った相談等の情報提供をしている。また、睡眠の講演会や各年代の睡眠のチラシを作成し学校や民生委員を通し配布した。	健康推進課
67				妊娠期の教室の実施	妊娠・出産に対する不安の軽減を目的に保健指導、交流会を通じた仲間づくりを図ります。また、対象者のニーズに合った教室内容、開催時期・回数などを検討し、参加しやすい教室運営を検討します。	B	妊娠期の子育てに関する情報提供としてママパパ教室を開催したが、新型コロナウイルス感染症の影響により12回の教室のうち3回が中止となり、必要時には個別指導を行った。母子手帳交付時には個々の妊婦に合わせた子育て応援プランを作成し、教室の参加勧奨をした。妊婦の就業率の増加に伴い、夫と参加しやすいよう休日にも教室開催した。	健康推進課
68	4 だれもが安心して暮らせるまちづくり	(1) 生涯を通じた健康づくりへの支援	② 妊娠期・乳幼児期の健康づくりへの支援	妊婦・乳幼児健康診査の実施	妊娠中の健康診査を実施するとともに、乳幼児健康診査により、乳幼児を対象に心身の発達の確認、疾病・異常の早期発見を行い、子どもの健全な発育・発達を促します。また、医療機関との連携を強化し、切れ目ない支援ができる体制づくりを行います。	A	妊産婦健康診査を通して産科医療機関との連携を強化し、切れ目ない支援ができる体制づくりに努めた。乳幼児健康診査は保健センターで実施し、疾病の早期発見、早期治療につなげるとともに、安心して子育てができるよう支援した。	健康推進課
69				相談および教育事業の実施	育児に関する悩みの軽減を目的に保健師、栄養士、歯科衛生士等による相談および教育事業を開催し、相談しやすい環境づくりに努めます。	A	乳幼児健康診査、各種教室事業、保健センター2会場で毎月実施する育児相談他、保護者のニーズに応じた相談しやすい環境づくりに努めた。	健康推進課
70				A	あいさいっ子相談室による相談対応、施設巡回事業などを実施し、子や子育て中の親の支援を行った。	子育て支援課		

No.	基本目標	基本施策	施策の方向	具体的施策	内容	評価結果	具体的な取り組み、成果、事業が取り組めなかった理由など	関係課
71	4 だれもが安心して暮らせるまちづくり	(2) 様々な困難を抱えている人への支援	① 介護等との両立支援策の充実	家族介護者への支援の充実	介護をしている家族の交流や情報交換の場として、家族介護者のつどいを実施し、家族介護者への支援を行います。	B	佐屋、佐織2会場に分け毎月交互に開催している。	高齢福祉課
72				介護保険サービス等の充実	利用に向けて情報提供を行うとともに、在宅における介護の負担を軽減できるよう介護保険サービスの充実を図ります。また、ケアマネジャー等と連携して、サービスの周知に努めます。	B	来庁による相談、訪問等により利用者の状況・状態の把握・確認を行い、介護保険に関する情報提供を行うと共に必要なサービスの調整、介護支援専門員との連携を行った。	高齢福祉課
73			② 高齢者や障害者の自立への支援	介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の推進	男女がいつまでも健やかではつらつと暮らせるよう介護保険サービスや高齢者福祉サービスの充実を図り、いつまでも自立した生活を送れるよう支援します。サービスの多様性を求められる中、自己責任・自助努力を促しながら、総合事業等を通じて、老若男女年齢に捉われないこと、地域での高齢者福祉サービス・介護保険サービスの選択が行うことができるよう努めます。	B	第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画に沿って事業を行った。総合事業においては、多様なサービスの利用が可能となるように体制づくりを推進し、利用促進を図った。今後もさらに多様なサービスを増やし、状況に応じた介護保険サービスや高齢者福祉サービスを利用することで、地域でいつまでも自立した生活を送ることができるよう支援していく。	高齢福祉課
74				障害者計画・障害福祉計画の推進	障害者の社会参加を進め、自立した生活を送れるよう障害の程度に応じた適切な障害福祉サービスの提供を推進します。	B	令和3年3月に第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画を策定し、障害児者の相談に応じるとともに必要な障害福祉サービスを提供した。	社会福祉課
75			③ ひとり親家庭への支援の充実	ひとり親家庭の相談・指導の充実	母子自立支援事業を実施し、ひとり親家庭が、自立して生活ができるように、相談体制の充実を図ります。母子自立支援相談窓口を設置し、母子家庭等の就労・生活・子育て・自立するための相談を実施します。	A	対象者からの相談に対応し、必要な情報提供が実施できた。また、課内での情報共有により、必要な対象者に情報提供ができるよう努めることができた。	子育て支援課
76				ひとり親家庭への経済的支援	児童扶養手当の支給のほか遺児手当、医療費の助成等経済的支援を図ります。	A	親の死亡や離婚などによるひとり親世帯で18歳以下の児童を養育する人に対し、必要な情報提供・相談を実施し、対象となる場合は児童扶養手当や遺児手当を支給した。また、令和元年度からは、年3回の支給を年6回に変更した。	子育て支援課
77						A	広報誌、ホームページにて記事を掲載した。	保険年金課
78				母子家庭への自立支援	母子家庭の自立に必要な福祉資金の貸付事業などの充実を図ります。	A	対象者からの相談に対応し、必要な情報提供を実施し、事業利用につながるまで支援できた。	子育て支援課